

(12) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成24年5月23日

鳥取県知事 平井伸治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する鳥取県営住宅の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

甲 鳥取市 個人

乙 鳥取市 個人

丙 鳥取市 個人

丁 鳥取市 個人

戊 鳥取市 個人

己 鳥取市 個人

庚 鳥取市 個人

辛 鳥取市 個人

壬 鳥取市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金380,000円を甲に、335,948円を乙に、365,589円を丙に、224,921円を丁に、79,265円を戊に、106,439円を己に、326,292円を庚に、70,760円を辛に、81,020円を壬に、それぞれ支払うものとすること。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成24年4月21日から同月22日までの間

(2) 事故発生場所

鳥取市美萩野一丁目55番地2及び同番地3

県営住宅末恒第1団地内

(3) 事故の状況

県営住宅末恒第1団地内の住戸棟屋上防水材及び自転車駐車場の屋根が、強風により吹き飛び、和解の相手方がそれぞれ駐車していた普通乗用自動車1台、小型乗用自動車3台、軽乗用自動車3台及び軽貨物自動車2台と接触し、それぞれの車両が破損したものである。